

X i サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附 則 (令和 2 年 7 月 22 日経企第 1027 号) (実施期日)</p> <p>1 この附則は、令和 2 年 8 月 1 日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (その他)</p> <p>3 経企第 29 号 (令和 2 年 4 月 2 日) の附則第 3 項を次のように改めます。 「令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 7 月 31 日までの間」を「令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 8 月 31 日までの間」に改めます。</p>	<p>第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p>

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>附 則（令和 2 年 7 月 22 日経企第 1027 号） （実施期日）</p> <p>1 この附則は、令和 2 年 8 月 1 日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他）</p> <p>3 経企第 29 号（令和 2 年 4 月 2 日）の附則第 3 項を次のように改めます。 「令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 7 月 31 日までの間」を「令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 8 月 31 日までの間」に改めます。</p>	

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]										
<p>第1章～第15章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 (略)</p> <p>第1表 (略)</p> <p>第2表 工事費</p> <p style="margin-left: 20px;">1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">工 事 費 の 適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">(1) ～ (9) (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">(10) 工事費の適用除外</td> <td> <p>契約者は、当社が次のいずれかに該当する申込みを承諾したときは、契約者回線に係る工事費のうち、料金表第2表（工事費）2（料金額）に規定する基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機工事費、回線終端装置工事費（回線終端装置の部分に係るもの限り、移転に係るものを除きます。）及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものを除きます。）の支払いを要しません。</p> <p>ア 特定F T T H事業者（西日本電信電話株式会社に限り。以下この欄において同じとします。）が定める契約約款に規定する契約（ルータ機能付回線接続装置のI型又は無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のI型（特定F T T H事業者が定める契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）の提供を受けているものに限ります。）について、サービス転用により、当社とI P通信網契約（第2種契約であって、通信速度種別に係る品目が10Gタイプ以外のものに限ります。）を締結した場合であって、その締結と同時にその第2種契約を利用回線（音声利用I P通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）に指定して音声利用I P通信網契約（音声利用I P通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）を締結するとき。</p> <p>イ 当社以外の電気通信事業者が提供するI P通信網サービスに係る契約（ルータ機能付回線接続装置のI型又は無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のI型に相当する端末設備の提供を受けている当社が認めるものに限ります。）について、事業者変更を利用して当社とI P通信網契約（第2種契約であって、通信速度種別に係る品目が10Gタイプ以外のものに限ります。）を締結した場合であって、その締結と同時にその第2種契約を利用回線に指定して音声利用I P通信網契約を締結するとき。</p> <p>ウ 第2種契約（通信速度種別に係る品目が10Gタイプ以外のものであって、ルータ機能付回線接続装置のI型又は無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のI型に相当する端末設備の提供を受けているものに限ります。）について、その第2種契約を利用回線に指定して音声利用I P通信網契約を締結するとき、又は音声利用I Pサービス契約約款に規定するドコモ光電話対応無線LANルーター（第2種契約に係るものに限ります。）の貸与を受けるとき。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	工 事 費 の 適 用		(1) ～ (9) (略)	(略)	(10) 工事費の適用除外	<p>契約者は、当社が次のいずれかに該当する申込みを承諾したときは、契約者回線に係る工事費のうち、料金表第2表（工事費）2（料金額）に規定する基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機工事費、回線終端装置工事費（回線終端装置の部分に係るもの限り、移転に係るものを除きます。）及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものを除きます。）の支払いを要しません。</p> <p>ア 特定F T T H事業者（西日本電信電話株式会社に限り。以下この欄において同じとします。）が定める契約約款に規定する契約（ルータ機能付回線接続装置のI型又は無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のI型（特定F T T H事業者が定める契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）の提供を受けているものに限ります。）について、サービス転用により、当社とI P通信網契約（第2種契約であって、通信速度種別に係る品目が10Gタイプ以外のものに限ります。）を締結した場合であって、その締結と同時にその第2種契約を利用回線（音声利用I P通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）に指定して音声利用I P通信網契約（音声利用I P通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）を締結するとき。</p> <p>イ 当社以外の電気通信事業者が提供するI P通信網サービスに係る契約（ルータ機能付回線接続装置のI型又は無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のI型に相当する端末設備の提供を受けている当社が認めるものに限ります。）について、事業者変更を利用して当社とI P通信網契約（第2種契約であって、通信速度種別に係る品目が10Gタイプ以外のものに限ります。）を締結した場合であって、その締結と同時にその第2種契約を利用回線に指定して音声利用I P通信網契約を締結するとき。</p> <p>ウ 第2種契約（通信速度種別に係る品目が10Gタイプ以外のものであって、ルータ機能付回線接続装置のI型又は無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のI型に相当する端末設備の提供を受けているものに限ります。）について、その第2種契約を利用回線に指定して音声利用I P通信網契約を締結するとき、又は音声利用I Pサービス契約約款に規定するドコモ光電話対応無線LANルーター（第2種契約に係るものに限ります。）の貸与を受けるとき。</p>	<p>第1章～第15章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 (略)</p> <p>第1表 (略)</p> <p>第2表 工事費</p> <p style="margin-left: 20px;">1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">工 事 費 の 適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">(1) ～ (9) (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	工 事 費 の 適 用		(1) ～ (9) (略)	(略)
工 事 費 の 適 用											
(1) ～ (9) (略)	(略)										
(10) 工事費の適用除外	<p>契約者は、当社が次のいずれかに該当する申込みを承諾したときは、契約者回線に係る工事費のうち、料金表第2表（工事費）2（料金額）に規定する基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機工事費、回線終端装置工事費（回線終端装置の部分に係るもの限り、移転に係るものを除きます。）及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものを除きます。）の支払いを要しません。</p> <p>ア 特定F T T H事業者（西日本電信電話株式会社に限り。以下この欄において同じとします。）が定める契約約款に規定する契約（ルータ機能付回線接続装置のI型又は無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のI型（特定F T T H事業者が定める契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）の提供を受けているものに限ります。）について、サービス転用により、当社とI P通信網契約（第2種契約であって、通信速度種別に係る品目が10Gタイプ以外のものに限ります。）を締結した場合であって、その締結と同時にその第2種契約を利用回線（音声利用I P通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）に指定して音声利用I P通信網契約（音声利用I P通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）を締結するとき。</p> <p>イ 当社以外の電気通信事業者が提供するI P通信網サービスに係る契約（ルータ機能付回線接続装置のI型又は無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のI型に相当する端末設備の提供を受けている当社が認めるものに限ります。）について、事業者変更を利用して当社とI P通信網契約（第2種契約であって、通信速度種別に係る品目が10Gタイプ以外のものに限ります。）を締結した場合であって、その締結と同時にその第2種契約を利用回線に指定して音声利用I P通信網契約を締結するとき。</p> <p>ウ 第2種契約（通信速度種別に係る品目が10Gタイプ以外のものであって、ルータ機能付回線接続装置のI型又は無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のI型に相当する端末設備の提供を受けているものに限ります。）について、その第2種契約を利用回線に指定して音声利用I P通信網契約を締結するとき、又は音声利用I Pサービス契約約款に規定するドコモ光電話対応無線LANルーター（第2種契約に係るものに限ります。）の貸与を受けるとき。</p>										
工 事 費 の 適 用											
(1) ～ (9) (略)	(略)										

Ⅰ 第 2 種契約（通信速度種別に係る品目が 10G タイプ以外のものであって、ルータ機能付回線接続装置の I 型又は無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置の I 型に相当する端末設備の提供を受けているものに限ります。）に係る契約者が、その第 2 種契約に係る音声利用 I P 通信網契約を解除するとき。

2 (略)

第 3 表 (略)

別表 (略)

附 則（令和 2 年 7 月 22 日経企第 1027 号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 2 年 7 月 31 日から実施します。
（料金の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 3 経企第 1308 号（令和元年 8 月 21 日）の附則第 2 項中、「この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間」を「この改正規定実施の日から令和 2 年 7 月 31 日までの間」に改めます。

2 (略)

第 3 表 (略)

別表 (略)